

鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金（第3弾）

鹿嶋市では、茨城県からの営業時間短縮要請（1/18-2/7）に協力した事業者及び「いばらきアマビエちゃん」の登録が茨城県の条例に義務付けられていない事業者へも感染予防対策を支援するため、コロナ対策協力金（第3弾）を支給します。

1 支給要件

上記内容及び次の（1）～（6）のすべてに該当する方

（1）対象事業所を有する中小企業または個人事業主であること。

次の①と②に該当する事業所

①事業実態のある市内の事業所。②現に「いばらきアマビエちゃん」に登録されている事業所。

（2）県が実施する「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組（ガイドライン）」及び各業界団体が策定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること。

（3）対象事業所内に感染防止対策宣誓書を掲示し、利用者登録の促進に努めていること。

（4）本協力金の交付にあたり、いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金及び営業時間短縮要請協力金の申請内容について、市が県から情報提供を受けることに同意すること。

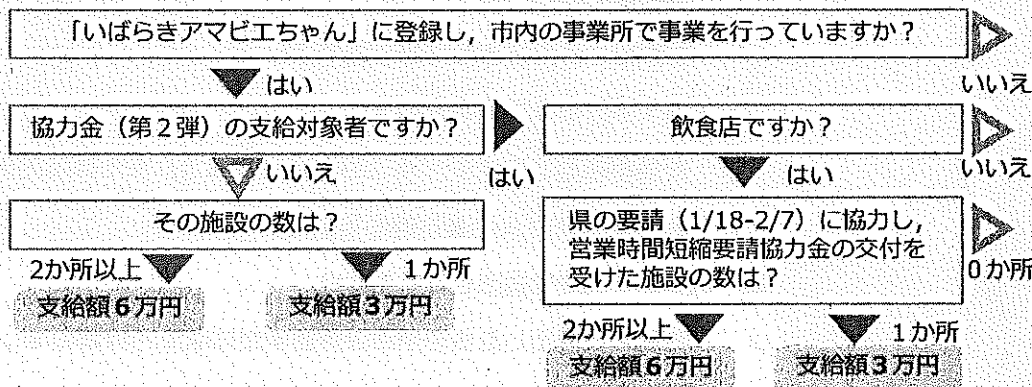
（5）政治団体若しくは宗教上の組織または団体でないこと。

（6）鹿嶋市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

2 支給金額

・対象事業所1か所…3万円 ・2か所以上…6万円

支給金額の確認



協力金（第3弾）の対象となりません。

3 申請方法

・茨城県電子申請・届出フォームから申請

・必要書類を用意し、鹿嶋市役所2階 商工観光課窓口へ持参

4 申請期間

令和3年2月15日（月）～ 令和3年3月22日（月）まで

5 必要書類

裏面参照

※申請書兼請求書は市HPでダウンロードできる他、下記または鹿嶋市商工会窓口で配布しています。

6 備考

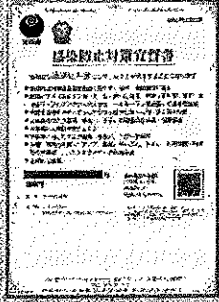
- ・市が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること。応じて頂けない場合には、協力金を支給できないことがあります。
- ・虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合は、協力金の返金を行うこと。
- ・申請書を受理した後、内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。
- ・審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金をお支払いすることで通知に代えます。
- ・審査の結果、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送します。
- ・協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、協力金の支給決定を取り消し、協力金の返金を求めます。



市HP
対象事業所の確認や
電子申請はこちら

鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金（第3弾）の 申請に必要な書類

※協力金（第2弾）に申請した方は、1の鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金（第3弾）交付申請書兼請求書（様式第1号）のみ提出ください。

	提出書類	備考
1	鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金（第3弾）交付申請書兼請求書（様式第1号）	手書きの場合は、全てペンまたはボールペンで記載してください。（消えるボールペンは使用不可。） ※電子申請の場合は、直接入力していただくため不要です。
2	協力金の振込先の通帳等の写し	口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が記載されたものを提出してください。 ※インターネットバンキングを御利用の方は、上記事項が記載されたページを印刷したものの提出でもかまいません。
3	事業活動・事業内容を証する書面	法人 次のいずれかを提出してください。 ・ 県税事務所に提出した法人県民税・事業税申告書の写し ・ 開業届の写し ・ 営業等の許可証または届出書の写し ・ 法人の登記事項証明書の写し ・ 鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金または市内事業者支援給付金の交付決定通知書の写し 個人 次のいずれかを提出してください。 ・ 税務署に提出した青色申告決算書または収支内訳書の写し ・ 開業届の写し ・ 営業等の許可証または届出書の写し ・ 鹿嶋市新型コロナウイルス感染症対策協力金または市内事業者支援給付金の交付決定通知書の写し
4	感染防止対策宣誓書の写し	対象事業所に掲示している感染防止対策宣誓書の写しを提出してください。 
5	<個人事業主の場合> 本人確認の書面	運転免許証、マイナンバーカード等の写しを提出してください。 ※保険証またはマイナンバーカードの写しを本人確認の書面として利用する場合、記号・番号等がわからないように黒塗りしていただくか、受理後黒塗りの処理をさせていただきます。

※上記以外にも必要に応じて資料の提出を求められることがあります。